

「新・新潟市教育ビジョン策定に関する有識者会議」開催要綱

(目的)

第1条 新たに新潟市教育ビジョンを策定するにあたり、次に掲げることについて、学識経験者、関係団体、関係行政機関等からの意見を聴取し、策定に反映することを目的として、新・新潟市教育ビジョン策定に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

- (1) 新・新潟市教育ビジョンの基本構想（素案）に関すること
- (2) 新・新潟市教育ビジョンの基本計画（素案）に関すること
- (3) そのほか、有識者会議が必要と認めること

(開催期間)

第2条 有識者会議の開催期間は、令和6年12月31日までとする。

(委員構成)

第3条 有識者会議は、委員15名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 関係する分野に見識を有する者
- (2) 関係団体の職員等
- (3) 関係行政機関の職員等
- (4) その他教育長が必要と認める者

(委員任期)

第4条 委員の任期は、有識者会議の開催期間とする。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(座長等)

第6条 有識者会議には座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、有識者会議の進行を行う。

3 座長が欠けたとき又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する座長代理がその職務を代理する。

(会議)

第7条 有識者会議の会議は、必要の都度教育長が招集する。

2 教育長が必要と認めるときは、有識者会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 有識者会議の会議は、公開とする。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。